

年金よくある質問Q&A

基礎年金番号について

Q1. 基礎年金番号とはなんですか。

A.. 基礎年金番号とは、国民年金・厚生年金保険・共済組合といった、すべての公的年金制度で共通して使用する「1人に1つの番号」です。

公的年金制度においては、従来加入する制度ごとに年金番号が付され記録の管理が行われてきましたが、平成9年1月からこの番号が共通化され、制度を移った場合でも変わらない番号が用いられることとなりました。この番号を基礎年金番号といいます。

Q2. 基礎年金番号は、どのようなときに必要となるのですか。

A.. 基礎年金番号は、就職して厚生年金保険や共済組合に加入するとき、会社を退職して国民年金に加入するとき、お名前やご住所に変更があったときなど、年金に関する手続きの際に必要です。

Q3. 就職しました。職場の事務担当者から、基礎年金番号を聞かれましたが、わかりません。どうすればよいですか。

A.. 基礎年金番号は、公的年金制度に加入している方や加入したことがある方は全員が所持している番号です。

番号は、年金手帳または基礎年金番号通知書で確認することができます。

●年齢が20歳未満の方の場合

就職をすると、会社からその届出を受けた社会保険事務所が、新しく基礎年金番号を抽出し、年金手帳を作成して会社経由で本人に送付されます。

公務員や私立学校の教職員等で共済組合に加入する方には、基礎年金番号通知書が作成され所属の共済組合を経由して送付されます。

なお、遺族年金の受給権者であった方には、基礎年金番号がありません。

●年齢が20歳以上の方の場合

国内に居住する方は、全員が国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかの年金制度に必ず加入することになっているため、20歳以上の方の場合、基本的には全員が基礎年金番号を持っています。基礎年金番号の記載された年金手帳は、20歳の誕生日の前日における住所地（住民票上）に送付されます。

Q4. 年金手帳や基礎年金番号通知書をなくした場合は、どうすればよいのでしょうか。

A.. 年金手帳は再発行ができません。コザ社会保険事務所にご相談ください。

なお、うるま市年金課でも再発行受付ができますが、発行までに日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

申請には、身分証明書（運転免許証・保険証等）と印鑑、代理の方が手続きする場合は委任状が必要となります。



国民年金保険料の納付は、便利でお得な口座振替がおすすめです！

お問い合わせ

年金課本庁：
☎973-5498

石川庁舎：
☎965-5799

勝連庁舎：
☎978-7197

与那城庁舎：
☎978-4368

コザ社会保険事務所
☎933-3437
3438